

**第5回 アメリカ法判例研究会 反トラスト集団訴訟
において並行行為に関わる訴答基準を厳格にした連
邦最高裁判決: Bell Atlantic Corp. v. Twombly,
550 U.S.544 (2007)**

著者	齊藤 高広
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	55
号	1
ページ	057-070
発行年	2012-07-31
URL	http://hdl.handle.net/2297/32153

《判例研究》

第5回 アメリカ法判例研究会

反トラスト集団訴訟において並行行為に関わる
訴答基準を厳格にした連邦最高裁判決
Bell Atlantic Corp. v. Twombly, 550 U.S. 544 (2007)

齊藤 高 広

【事実の概要】

1：本件は、既存の地域電話事業者4社が共謀して地域電話サービス市場における取引を制限しているとして、シャーマン法1条違反に基づいて取引制限(restraint of trade)に関わる差止と3倍額損害賠償を求めた集団訴訟事件である。地域電話と長距離電話の双方において独占状態にあったAT&Tは、1984年、両部門の分離によって主として長距離電話部門を担うこととなり、地域電話サービスについては、複数の地域電話事業者が営むこととなった。その後、1996年に改正された1996年電気通信法(1996年法：Telecommunications Act of 1996)は、地域電話サービス競争を促すため、既存の地域電話事業者に対して接続義務等を定めるとともに、長距離電話部門への参入を認めることとなった。

W. トゥオンブリとL. マーカスの2名(X：原告、控訴人、被上告人)は、1996年2月8日から出訴時点における地域電話と高速インターネットサービスの全契約者を代表して、地域電話事業者4社(Y：被告、被控訴人、上告人)に対する集団訴訟を提起した。訴状によれば、既存の地域電話事業者であるYは2つの共謀を図っており、地域電話料金と高速インターネットサービス料金を吊り上げている、と主張する。すなわち、第1に、Yは、競合地域電話事業者の急速な進出を阻止するために、各地域において「並行行為(parallel conduct)」を実施しており、具体的には、新規事業者に対する通信アクセスに関わる不当な合意、劣等な通信網での接続、接続料金の過大請求、新規事業者と顧客との関

係を妨害するような広告が見られる。第2に、Yは、他の既存電話事業者が担っている地域における参入を相互に回避しあっており、競争優位にある隣接市場における「魅力的な事業機会」を揃って逸している。この点につき、相互に競争するのは「すぐに儲かるだろうが、望ましくはない」とするYに属するCEOの発言記事がある、と。

2：2003年、ニューヨーク南部地区連邦地裁は、訴答(pleading)段階においてXの請求を却下した¹。Xは単に合意を示唆する並行行為を挙げるにとどまっており、それ以外の追加的な事実を示しておらず、共謀ありとすることができないことから「救済を受けるための請求」が明らかでないと判示した。

これに対して、2005年、第2巡回区控訴裁判所は、「Xが却下の申立を回避するには『現実的にありうる程度(plausible)』の可能性を含む共謀の事実を示す必要がある」とする見解を示しつつも、「並行行為に基づく反トラスト訴訟が却下されずに認容されるには、プラス要因(plus factors)を訴答する必要はない」として、第1審に差戻す判断を下した²。

【判旨】 破棄差戻。〔スター(J. Souter)裁判官による法廷意見 (7対2の多数決判決)〕

1：シャーマン法1条は、あらゆる不当な取引制限を禁じるのではなく、契約、結合、もしくは共謀による制限を禁ずるものであるが、重要な問題は、疑義のある競争制限行為が「独立した意思決定によるものか、あるいは暗黙ないし黙示の合意によるもの」であるか、という点にある。①事業活動における並行行為は「合意(agreement)」を推認する間接証拠であるものの、これをもってただちに「合意」を立証し、シャーマン法違反を構成するとは言えない。②「意識的並行行為(conscious parallelism)」の場合、すなわち、寡占企業が同じような経済的関心を持って、価格や生産数量に関わる意思決定について「相互依存関

1 Twombly v. Bell Atlantic Corp., 313 F. Supp.2d 174 (S.D.N.Y. 2003).

2 Twombly v. Bell Atlantic Corp., 425 F.3d 99 (2d Cir.2005).

係(interdependency)」にあることを認識し同一行動に至った場合でも、それが当然に違法であるとは言えない。(II-A, para.1)

並行行為もしくは相互依存関係は共謀と関連するが、認識を共にするような市場でも単独で合理的あるいは競争的な事業戦略を講じることも多い。③正式事実審理(trial)においても、シャーマン法1条における共謀を主張する原告は、並行行為以上の証拠を示さなければ指図評決(directed verdict)を求めることはできず、④略式裁判(summary judgment)の場合には、「単独行為の可能性を排除する証拠」を提示しなければならない。(II-A, para.2)

2:連邦民事訴訟規則8条(a)(2)は、訴答者が救済を受けるためには「簡潔かつ明瞭な陳述(a short and plain statement of the claim)」しか求めている。⑤判例法上、これは原告に詳細な事実記載を求めるのではなく被告に請求の内容と理由を公平に告知する(fair notice)目的があると解されている。被告から規則12条(b)(6)に基づいて却下の申立を受けた訴状は、詳細な事実主張までは要しないが、救済を受ける権利の根拠を示す義務と言うものは、その表示と結論以上のものを含んでいなければならず、単に訴訟原因(cause of action)の要素を形式的に羅列するだけでは足りない。事実の主張は、救済を受ける権利について、「推測の域を超える程度のもの(above the speculative level)」でなければならない。(II-B, para.1)

かような一般基準をシャーマン法1条訴訟にあてはめると、合意が形成された事実事項を記載した訴状を要することになる。合意を推認するには「現実的にありうる程度(plausible)」の根拠を求めることとなるが、これは訴答段階において「蓋然性の程度(probability)」の要件まで課そうとしているのではない。単に開示手続(discovery)によって違法な合意の証拠を明らかにする合理的な期待を高める程度の実事を要するとしているに過ぎない。(II-B, para.2)

開示手続に先立って反トラスト訴訟を却下することには慎重であるべきだが、他方で、反トラスト訴訟における開示手続にはコストが嵩むということも忘れてはならない。Xは、地域電話もしくは高速インターネットサービスの全

契約者のうち少なくとも 90% を代表し、複数の大手アメリカ通信会社に対して 7 年以上にも及ぶ反トラスト法違反を追及しようとしていることから、本件でもコストがかかることは明白である。(II-B, para.5)

3: 本件において「現実的にありうる程度」について見てみると、X の訴えを不十分と判断した地裁判決を支持する。訴状によれば、X は、並行行為を主張しているだけで、あらためて既存事業者間における実際の合意を主張しているわけではない。相互の市場において既存事業者間に有意な競争が見られないこと、各社とも新規参入者との競争を回避するために並行行為を採っていること、その他の事実と市場状況を考慮して、X は、結論として、既存事業者が 1 条の合意を結んだとしている。(III, para.1)

当裁判所は、「現実的にありうる程度の共謀」は無いものとする。1996 年法に従わず、新規参入を阻止した点について、地裁の判示どおり、新規参入者に対する既存事業者の抵抗は自然なことであって、地域独占を継続しようとすることも各社単独の対応である。1996 年法は、既存事業者に自己の施設を新規参入者に卸として開放することを義務付け、競争を促すものである。競争に抵抗しようとする経済的インセンティブは強いものだが、そのような抵抗も通常の市場行動であって、たとえ 1996 年法を蔑ろにしたとしても、事業者間に合意を推認する理由は見当たらない。自然な態度であるからこそ、実際もし競争に抵抗するような並行的な意思決定に依拠する申立だけで反トラスト法上の共謀が推認されるようになれば、ほとんどいかなる事業上の競争者群もほぼ間違いなくシャーマン法 1 条違反を構成することになってしまうだろう。(III, para.2).

共謀に関しては、新規事業者が 1 社でも特定地域に参入できれば、他地域での競争的参入が成功する程度も明らかになることから、勢い協調行為(collusion)が必然となる、という主張を根拠としている。しかし、このような一般論的前提では、共同して 1996 年法に抵抗しようとする必要性は無い、という回答を導くことにはならない。地裁が判示したように、各社は、新規参入者と取引す

ることを避けたい事情があるのであって、他の既存事業者の行動如何に拘わらず、新規参入者を排除し続けようとするのである。(Ⅲ, *para.3*)

4:2つ目の共謀の根拠として、1996年以降における競争回避を挙げている。すなわち、地域電話市場や高速インターネット市場においては、地域独占にある電話事業者が隣接市場に参入する「魅力的な事業機会」に恵まれているにも拘わらず、地理的に確固として分割されたままで競争が見られない、と。しかしながら、歴史的経緯を見てみると、並行行為が「共謀を強く示すもの」とまでは言えない。かねてより規制がなく参入障壁の低い産業では、地域独占にある大企業間に競争がなければ違法な合意があるとも考えられよう。しかし、電気通信事業分野では、1996年以前、地域独占であることが至って普通のことであって、かつて政府が認可していた独占企業は、自らは腰を据え、隣人も同じような態度をとることを期待していたに過ぎない、という自然な説明方法もある。(Ⅲ, *para.4-5*)

訴状によると、既存事業者は、新規参入者が繰り広げるような競争をせずに「魅力的な事業機会」を放棄しているとする。同時期に、新規参入者にとって、既存業者が目指していた相互参入の回避よりも、はたして潜在的に利潤獲得が可能な競争であるのか、申し立てていない。他方で、既存事業者の激しい抵抗から新規参入業者が通信網の提供を受けられず利潤獲得が見込まれないことを豊富に指摘する。しかしながら、企業は、無制約に事業を拡大するものではなく、傍から見て利潤獲得が可能あるいは部分的に可能であると考えられる市場に限なく参入するものでもない。政府の目論みに反して他地域への参入は進展していないが、当てが外れたことをもって「現実的にありうる程度の共謀がある(*make conspiracy plausible*)」と断ずることまではできない。(Ⅲ, *para.6*)

【解説】

I：本件の意義と特徴

本判決は、原告が、いかなる事実まで摘示すれば訴答要件を充足し、開示手

続を経た正式事実審理に持ち込むことが可能となるのか、シャーマン法1条の違法要件に関わる訴答基準を明示した重要判決である³。判旨が示した訴答基準（トゥオンプリ基準）は、その後の下級審判決や連邦最高裁判決において、反トラスト法以外の訴訟でも踏襲されることがあり、アメリカ民事訴訟における先例的意義を有している。以下では、訴答要件の意義を概観した上で、反トラスト法における共同行為の違法要件について検討する。

II：アメリカ民事訴訟における訴答要件

判旨は、「公私協働」による正義の実現を図る訴訟制度を維持しながら、濫訴による有限な社会資源の不効率使用をいかに解決するか、開示手続に至る以前の訴答段階における基準を示している。アメリカ民事訴訟は、原告・被告における当事者対抗主義を貫徹し、訴訟コストを勘案しながら、攻撃防御の機会を保障しつつ衡平や正義を実現しようとする合理的な制度設計がなされている⁴。訴訟は、原告がいかなる理由で被告を訴えているのか、訴状(complaint)において「簡潔かつ明瞭な陳述」を記載し、被告に「公平告知(fair notice)」をすることから始まる。被告は、原告が法的に救済される事実がないことを主張するなど、訴え却下の申立が認容されれば、入口段階である訴答手続で終結する。却下の申立が認められなければ、両当事者において証拠や情報を相互に共有させることで、不意打ちを防止し、争点を明らかにし、証拠を保全する開示手続を経た上で、正式事実審理の段階に進む。開示手続による証拠等から、「重要事

3 トゥオンプリ事件判決の紹介・解説として、松下満雄「カルテルの証拠としての意識的並行行為に関する米反トラスト最高裁判決」国際商事法務 36 巻 6 号 711 頁(2008 年)、太田幸夫「アメリカ法におけるプリーディング要件論の新たな展開」比較法文化 19 号 79 頁(2011 年)、白石忠志=中野雄介『判例 米国・EU 競争法』(商事法務、2011 年) 32 頁 [川合竜太] などがある。

4 アメリカ民事訴訟制度の概要については、例えば、小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』(弘文堂、1996 年・初版 1985 年)、丸山英二『入門アメリカ法 [第 2 版]』(弘文堂、2009 年・初版 1990 年) 67-100 頁、浅香吉幹『アメリカ民事手続法 [第 2 版]』(弘文堂、2008 年)、東川浩二『アメリカ法講義案 II』(信山社、2010 年) ほか参照。

実に関する真正な争点(genuine issue of material fact)を欠くことが明らかな場合には、略式裁判の形で終結を迎えることもある。

アメリカ民事訴訟は、取引や不法行為から生じた自らの損害に対する補填にとどまらず、他の利害関係者を代表して提訴する集団訴訟の制度も置いている。とくに反トラスト法の領域では、連邦ないし州政府による公的規制に加えて、私人が提起する集団訴訟が、競争秩序の維持による消費者利益の確保に大きく貢献しており、わが国でも「法の実現における私人の役割」として注目されてきた⁵。もっとも、その一方、多額な和解金を目当てとした濫訴も多く見られ、被告に対する時間的および金銭的負担に加えて、司法機関における人的・物的資源の不効率使用という社会的損失が顕著になっている⁶。判旨も、訴答段階での切り捨てに懸念を表明しつつも、開示手続によるYのコスト負担を重要視している。

従来、被告に対する告知機能から、訴答基準は法的救済を示す主要事実について簡便な記載と主張で足りると解されてきたところ⁷、判旨は「現実的にありうる程度」までの記載等を求めている。訴答基準の引上げは、取引相手方ないし消費者による訴訟提起に対して一段高い障壁を設けたという評価も考えら

5 田中英夫＝竹内昭夫『法の実現における私人の役割』（東京大学出版会、1987年）70頁以下、210頁以下参照。「私的法務総裁(private attorney general)」型の訴訟という表現もある。浅香・前掲註(4)40頁。なお、トゥオンブリ事件では、提訴に先立って電気通信事業を管轄する監督機関(FCC)から行政処分を課されているわけでも、連邦ないし州政府による反トラスト訴訟が提起されているわけでもなく、関係当事者あるいは他の当事者による訴訟参与(amicus curiae)、代位訴訟や父権者訴訟もない。

6 集団訴訟の状況と問題点については、三枝健治＝藤本利一「アメリカにおけるクラス・アクションの近時の改革動向―クラス・アクション適正化法を中心に」内閣府国民生活局「ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査」（平成19年3月）53頁（<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/soken/seido/sonota/file/amerika.pdf>）、浅香・前掲註(4)35頁以下、藤本利一「クラス・アクションに対する Class Action Fairness Act of 2005 の影響」[2011-1]アメリカ法 90頁（2011年）ほか参照。

7 Conley v. Gibson, 355 U.S. 41 (1957). 本判決の概要については、小林・前掲註(4)132-133頁参照。

れる⁸。トゥオンブリ基準は、シャーマン法1条における違法要件の中核である「合意」の存在を示す主要事実について扱ったものであるが、反トラスト法以外の訴訟、たとえば、拘禁施設における差別的扱い（憲法違反）に対する損害賠償請求を扱ったイクバル事件連邦最高裁判決（2009年）⁹や、重要情報非開示による懈怠ないし虚偽責任（証券取引所法及びSEC規則違反）に対する損害賠償請求の可否を判断したマトリックス事件連邦最高裁判決（2011年）¹⁰などの事件でも踏襲されている。

Ⅲ：シャーマン法1条における違法要件

1：合意と意識的並行行為

シャーマン法1条は、複数の事業者による「合意」を通じた共同の取引制限行為を違法としている。同法の成立には、複数事業者における外形的な並行行

8 Adam N. Steinman, *The Pleading Problem*, 62 Stan. L. Rev. 1293 (2010). トゥオンブリ基準の展開（2011年3月時点）については、次の資料が有益である。Brian E. Robison, “Twombly Update: Navigating the Flurry of Decisions in 2010–11,” Antitrust and Trade Regulation Section of the Dallas Bar Association, March 24, 2011 (<http://www.dallasbar.org/content/antitrust-trade-regulation-section>).

9 Ashcroft v. Iqbal, 556 U.S. 662 (2009). 概要については、太田・前掲註(3)85頁以下、木村元『「対テロ戦争」におけるアラブ・ムスリムに対する差別—米国連邦最高裁判所 Ashcroft v. Iqbal 判決の意味するところ—』GEMC Journal（東北大学）第3巻110頁(2010年)参照。

10 *Matrixx Initiatives, Inc. v. Siracusano*, 131 S. Ct. 1309 (2011). 本件は、製薬会社が、事前に把握していた自社製品の副作用情報（感冒薬「ザイカム(Zicam)」の嗅覚障害）を開示しなかったことが、重要事実の不開示による証券詐欺(1934年証券取引所法10条(b)項およびSEC規則10b-5)を構成するとして、投資家が提起した集団訴訟である。連邦最高裁判決は、先例(*Basic Inc. v. Levinson*, 485 U.S. 224 (1988))を参照しながら、専門医より同社に寄せられた情報提供から、自社製品と嗅覚障害との間に『現実的にありうる程度(plausible)』の因果関係があると判断して（Ⅱ, A-1）、第9巡回区控訴裁判所の判断（訴え却下とした地裁への破棄差戻）を支持した。なお、証券取引法の分野では、1995年の私的証券訴訟改革法において、証券詐欺の状況について特定化を求めるなど、訴答要件を強化している。黒沼悦郎『アメリカ証券取引法【第2版】』（弘文堂、2004年）145頁以下参照。

為だけでは足りず、共同性を示す「プラス要因」を摘示しなければならない¹¹。同一市場裡において同じような環境にある事業者が類似したコスト構造にあれば、競争上重要な戦略要素に関わる意思決定も似通ったものになることもあり、他社の企業行動を意識して自らの意思決定をなす「相互依存関係」に直面する機会も多い。

連邦最高裁判決には、共同性の立証に関して、正式事実審理と略式判決における判断基準を示したものがあり、本件判旨も引用している。双方とも共同性を否定した判決であるが、複数の映画会社からの映画上映権の配給拒絶を判断したシアター・エンタープライズ事件連邦最高裁判決（1954年：判旨1②③）は、意識的並行行為を違法視できない旨を明らかにし、合意の存在を裏付ける間接証拠としての「プラス要因」の必要性を説いている¹²。また、テレビ受像機に関わる共同の略奪的価格設定行動の違法性を否定した松下電器産業対ゼニス社事件連邦最高裁判決（1986年：判旨1④）は、「単独行為の可能性」を排除するような証拠が必要であると判断している¹³。

本件において、Xは、相互参入の回避を勧奨するとも採れるCEOの発言を挙げている。たしかに、価格引上げの事前公表など、有力事業者による単独の方針発言の類も、単なる意向の表明では足りないが、他の事業者が一堂に会する会合において他社の追隨的行動を誘発できれば、暗黙の了解ないし黙示の合意を形成する有力な証拠となりうる。もっとも、事業者団体等における会合や情報交換活動はカルテルの温床ではあるものの、競争回避的な市場分割カルテルとの関わりにおいて、新聞紙上における上記発言を指摘しただけでは、訴答

11 See, e.g., ABA Section of Antitrust Law, ANTITRUST LAW DEVELOPMENTS Vol. 1, (6th ed. 2007) at 9-17.

12 Theatre Enterprises v. Paramount Film Distributing Corp., 346 U.S. 537 (1954).

13 Matsushita Elec. Indus. Co. v. Zenith Radio Corp., 475 U.S. 574 (1986). 本件判決については、正田彬編著『アメリカ・EU 独占禁止法と国際比較』（三省堂、1996年）12頁〔金井貴嗣〕、藤倉皓一郎ほか編「英米法百選〔第3版〕」（別冊ジュリスト139、1996年）144頁〔芹澤英明〕ほか参照。

段階であるとはいえ、いささか決定打に欠くように思われる¹⁴。

2：合意形成過程の特定化

主要事実に関わる合意の存在について、どの程度の記載や主張まで求められているのだろうか。わが国やEU競争法は、開示手続の制度を置いておらず、行政機関が法執行の中心的な役割を担っており、私人による民事訴訟は活発であるとは言えない。アメリカにおいては、一度、訴答基準を充足すれば、強力な証拠開示の手続に進行する。判旨が、訴答段階においても、正式事実審理と略式判決における判断基準を取り込むような形で、主要事実に関わる詳細な記載や「プラス要因」の摘示まで求めているのだとすれば、反トラスト訴訟を急速に抑止する方向に舵取りをしたことになる。

本件訴答を見てみると、Xは、新規参入者に対する取引妨害と隣接市場からの相互参入の回避という並行行為から共謀があるとし、合意の主張も、前記CEO発言に加えて、主として有意な競争の欠如という市場の状況と、新規参入に対する警戒感から必然的に生じるであろう協調行為の形成に依拠している。判旨は、このような記載や主張だけでは「開示手続によって違法な合意の証拠を明らかにする合理的な期待」を抱くことができないとしている。

アメリカ民事訴訟規則は、自動車事故を例とする書式例を挙げており、いつ、どこでいかなる過失があり、どの程度の損害があるのか、記載例を設けている¹⁵。仮に、シャーマン法1条における合意についても、訴答段階において、

14 スティーブズ裁判官による反対意見は、多数意見と同様、Yが独立して行動しており合意の可能性も少ないとし、さらに、仮に自身が正式事実審理担当判事であればYに対して大幅な開示までは認めない、と述べている。しかしながら、多数意見が示したトゥオンブリ基準のもとでは、当事者弁護士による経済理論を用いた議論の応酬が増えること、議会が定めた競争政策（1996年法および反トラスト法）の趣旨を妨げることを懸念しつつ、一番の問題は、当事者による証拠を全く見ないで申立を却下することが、正式事実審理前の実務慣行の性質を改悪することにあるとしている。

15 Federal Rule of Civil Procedure, XII. APPENDIX OF FORMS, Civil Form 11 (Complaint for Negligence). (<http://www.uscourts.gov/RulesAndPolicies/FederalRulemaking/RulesAndForms/lllustrativeCivilRulesForms.aspx>). なお、浅香・前掲註(4)65頁も参照。

合意形成の日時や場所等の記載まで求めることになれば、実際には合意の認定基準を大幅に引き上げ、運用基準を変更したことになるだろう。この点につき争点となったのが、インターネット上の音楽配信価格を共同で決定したとして損害賠償請求を判断したスター対ソニー BMG ミュージック・エンターテインメント事件である。第2巡回区控訴裁判所判決(2010年)は、トゥオンブリ事件およびイクバル事件最高裁判決を吟味して、訴答基準は合意日時や場所、さらには関係当事者の特定記載まで求めていると解釈し、連邦最高裁(2011年)もソニー BMG ミュージック・エンターテインメントからの上告を棄却している¹⁶。反トラスト訴訟であっても個別の事案によって「現実的にありうる程度」の記載内容は異なるだろうが、少なくともシャーマン法1条における合意に関する記載事項では、会合等を厳密に特定化するなど、過度の負担を申立人側に強いていないようである。連邦ないし州による行政執行の有無など、個別事件の性質や前提の相違にもよるだろうが、本件以降も、下級審判決において、トゥオンブリ基準のもと、訴え却下の申立を認容した判断もあれば、開示手続が開始した判断もある¹⁷。

3: 反競争効果と不可欠施設の開放義務

合意の存在と行為の外形的一致は、それ単独で評価されるとは限らず、共同行為からもたらされる反競争効果とあわせて考えることも重要である。Xによれば、Yらが従前からの管轄地域を相互に尊重し、新規参入業者からのアクセスを事実上拒否する形で、各地域における独占を維持する地理的市場分割カルテルを想定していたようである。市場分割カルテルは、競争圧力を意識しないで、各地域における販売・生産数量をコントロールして価格調整と同じ効果を

16 Starr v. Sony BMG Music Entertainment, 592 F.3 d 314, 325 (2 d Cir. 2010), cert denied, 131 S.Ct. 901 (2011). 第2巡回区控訴裁判決の概要につき、白石=中野・前掲註(3)42-44頁 [川合] がある。

17 反トラスト法における状況については、ホーベンキャンプによる論考の注記が参考になる。Herbert Hovenkamp, *The Pleading Problem in Antitrust Cases and Beyond*, 95 Iowa L. Rev. Bull 55, n.42 (2010).

実現できることから、反トラスト法でも当然違法類型とされてきた。また、本件では、共同の取引拒絶、すなわち、競争関係に立つ既存事業者が結託して新規参入者との接続ができないように取引条件を設定し、自己が保有するネットワーク施設の利用を妨げる、という捉え方もできないではない。

1996年法は、電気通信分野における競争を促進するために、長距離・地方電話等の垣根を取り払うなど、地域独占にある既存事業者に対して地方電話回線網を開放する義務を定めた¹⁸。ただし、既存事業者は、自己と利用市場において競争関係に立つ他社に対して、適切かつ合理的とは言い難い接続料金や取引条件を設定するなど、加入者回線網や送電線網等の「不可欠施設(essential facilities)」の利用を妨げることがある¹⁹。この点を判断したものとして、トリンコ事件連邦最高裁判決(2004年)が有名である。地域回線網を保有するベライゾン社が、AT&Tらに対する解放義務を怠っているとして規制官庁(FCC)からアクセス改善命令等を課されたところ、AT&Tの契約者からシャーマン法2条(独占行為の規制)に基づいて損害賠償請求(集団訴訟)を提起された事件である。連邦最高裁判決は、新たに創設された市場において、短期的利益の犠牲によって長期的利益を確保する意図がない上、施設投資のインセンティブを考慮しつつ、取引の自由がある一方、すでに1996年法による解放義務等の規制があることから、反トラスト法違反を認めない判断を下している²⁰。

18 1996年法の概要と展開については、例えば、郵政省郵政研究所編『1996年米国電気通信法の解説』(商事法務研究会、1997年)、志田玲子=白川一郎「米国通信市場における規制改革：規制産業から競争産業への転換」政策科学(立命館大学)8巻1号99頁(2000年)、西村暢史「情報通信産業における事業法による競争環境確保制度」根岸哲ほか編『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェイス』(有斐閣、2007年)232頁ほか参照。

19 不可欠施設の利用に関わる問題については、例えば、池田千鶴「独占・寡占規制の見直し」根岸哲ほか編『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェイス』(有斐閣、2007年)76頁ほか参照。

20 Verizon Communications Inc., v. Law Offices of Curtis Trinko, LLP., 540 U.S. 398 (2004). ベライゾン・コミュニケーション社は、ベル・アトランティック社とGTE社が合併した電気通信事業者であり、その後、MCIを買収して今日に至っている。近年、固定電話

再度本件を見直してみると、単独の取引拒絶の合理性を認容したトリンコ事件と本件トゥオンブリ事件とは、政府規制の有無や複数事業者による共同行為を問題とする点で違いはあるが、相互参入を企図した法定の解放義務にも拘わらず、電気通信分野における競争が促進されていない、という背景事情を同じくしている。判旨は、新規参入者側の競争インセンティブの説明を求める一方、1996年以前における地域独占の状況を持ち出して、あたかも規制産業特有の競争回避行動を擁護するかのようにも見える。しかしながら、この説示部分は、4社による並行行為に依拠して一義的に説明しようとするXの主張に対する問題点を指摘しただけであって、市場の閉塞性を積極的に肯定するものではないものと理解すべきであろう。

IV：本件の評価と課題

訴答基準を引き上げた判旨は、私人による法の実現を抑制することに繋がる危惧も述べている。ただし、反トラスト訴訟のうち、シャーマン法1条の違法要件である合意と並行行為に関わる争点については、略式判決や正式事実審理における合意立証の準則まで押し上げているようにも見えるが、ある程度固定化され浸透した水準を取り入れており、その後の展開を見ると、合意日時の特定期間まで求めておらず、必ずしも原告側に過度な負担を強いているようではないようである。

本件のように、競争者がいれば競争圧力によって現在の価格よりも低い価格が提示されるなど、たしかに競争政策上望ましい結果も期待される。もともと、あるべき競争に基づく訴えを無限定に容認し過ぎると濫訴による弊害が目立つ

回線、有線・無線回線、インターネット通信などの通信分野における合従連衡による寡占化が進行する一方、通信と放送の融合に伴って1996年法の課題も露呈している。西村・前掲註(18)242-245頁、松宮広和「近時のアメリカ合衆国における電気通信事業者間の大型合併をめぐる議論について—SBC Inc.とAT&T Corporationとの合併及びVerizon Communications Inc.とMCI, Inc.との合併を中心に—」群馬大学社会情報学部研究論集15巻71頁(2008年)ほか参照。

ようになる。企業側も、訴訟リスクに関わる事前事後のコスト分をあらかじめ販売価格に転嫁することとなれば、公私協働による反トラスト法の実現の趣旨とは悖ることにもなるだろう。新規参入者の経済合理性や参入インセンティブについて、原告側が、何をどの程度示せば、「推測の域を超える程度のもの」と判断されるのか議論の余地もあろうが、本件の結論それ自体は妥当な判断である。